

# 女性医師等就労環境改善支援補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

一部改正 令和 6 年 4 月 1 日

福祉保健部医療政策課

## (趣旨)

第 1 条 県は、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図るため、予算で定めるところにより、女性医師等の就労環境改善を推進する医療機関に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関 次のいずれかに該当するものをいう。

① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関

② がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患及び精神疾患に係るもの

ア がん 「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日付け健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に定める都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院

イ 脳卒中 宮崎県医療計画（令和 6 年 3 月宮崎県定め。以下「県医療計画」という。）の第 4 章第 2 節の 2 脳卒中に定める急性期医療を担う中核的な医療機関

ウ 心筋梗塞等の心血管疾患 県医療計画の第 4 章第 2 節の 3 心筋梗塞等の心血管疾患に定める急性期医療を担う中核的な医療機関

エ 精神疾患 県医療計画の第 4 章第 2 節の 5 精神疾患に定める県連携拠点機能を担う医療機関及び精神科救急医療システム病院群輪番施設

③ 救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療及び新興感染症発生・まん延時における医療に係るもの

ア 救急医療 県医療計画の第 4 章第 2 節の 6 救急医療に定める救急告示施設

イ 小児医療 県医療計画の第 4 章第 2 節の 8 小児医療に定める小児中核病院及び小児地域医療センター

ウ 周産期医療 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター

エ 災害医療 「災害拠点病院整備事業の実施について」（平成 8 年 5 月 10 日付け健政発第 435 号厚生省健康政策局長通知）に定める災害拠点病院

オ 新興感染症発生・まん延時における医療 県医療計画の第 4 章第 2 節の 11 新興感染症発生・まん延時における医療に定める第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関

④ 基幹型臨床研修病院である医療機関

⑤ 一般社団法人日本専門医機構が承認した専門研修プログラムにおける基幹施設及び連携施設

⑥ その他知事が認める医療機関

- (2) 女性医師等 中学校就学前の子の育児を行っている、若しくは家族の介護を行っている女性医師又は配偶者が医師である男性医師のうち、第3条に掲げる事業を活用して実施する仕事と家庭の両立を図る者

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医療機関が女性医師等の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することにより、離職防止と安定的な医師確保に資する取組で、次に掲げる事業とする。

- (1) 短時間勤務制度の活用
- (2) 日直・当直、時間外勤務の免除
- (3) オンコールの免除
- (4) その他女性医師等の就労環境の改善に係る取組

(補助事業者)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 女性医師等の就労環境の改善に取り組む医療機関であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費算定書(別記様式第3号)
- (2) 第4条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 第4条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (4) 第4条第4号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第9条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けないこと。
- (2) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした諸帳簿並びに収入及び支出に係る証拠書類を整備し、事業完了後5年間これを保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に定める期間を経過するまで、保管すること。
- (3) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(計画変更の承認)

第12条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第6号)に次の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 変更後の収支予算書(別記様式第2号)
- (3) 変更後の補助対象経費算定書(別記様式第3号)

(補助金の交付方法)

第13条 この補助金は、精算払により交付する。この補助金の交付を受けようとする補助事業者は事業完了後、速やかに請求書(別記様式第7号)を県に提出しなければならない。

（実績報告）

第 14 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （１） 事業実績書（別記様式第 8 号）
- （２） 収支決算書（別記様式第 2 号）
- （３） 補助対象経費実績書（別記様式第 3 号）
- （４） その他知事が必要と認めるもの

2 第 7 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 7 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入控除税額報告書（別記様式第 9 号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めてすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- （１） 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （２） その他規則又はこの要綱に違反したとき。

（検査）

第 16 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助対象事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の書類等を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

（財産処分の制限）

第 17 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数 5 年以上のものとする。

（書類の提出部数等）

第 18 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る女性医師等就労環境改善支援補助金から適用する。
- 2 女性医師就労環境改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 14 日付け福祉保健部医療薬務課定め）については、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る女性医師等就労環境改善支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る女性医師等就労環境改善支援補助金から適用する。

別 表（第5条関係）

| 1 基準額                           | 2 対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3 対象期間              | 4 補助率  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------|
| 1 医療機関<br>あたり<br>4, 8 8 0<br>千円 | <p>就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費<sup>(注)</sup>（給与費（社会保険料等を含む。）、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの）</p> <p>（注1）代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や日当直免除等の利用に伴う代替医師（常勤・非常勤及び正規・非正規は問わない。）の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。</p> <p>（注2）就労環境改善に係る制度を活用する女性医師等の身分については、常勤・非常勤及び正規・非正規は問わない。</p> | 交付決定を行った年度の4月から3月まで | 2分の1以内 |